**労働時間に上限はありますか？**

**Q３**

労働時間は法律で上限が定められており、労働者の過半数代表者等と会社の合意（36協定）がなければこれを超えて働かせることはできません。

◇法定時間・法定休日（原則）

〈労働時間〉１日８時間及び１週間40時間以内

〈休日〉　毎週少なくとも１回

また、36協定による時間外・休日労働の上限は原則として**月45時間・年360時間**で、特別の事情がない限りこれを超えることはできません。なお、特別な事情があり労使の合意があっても、以下の事項を守らなければなりません。

（１）時間外労働が年720時間以内

（２）時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満

（３）時間外労働と休日労働の合計について、２～６か月の平均がすべて１月あたり80時間以内

（４）時間外労働が月45時間を超えるのは、年６か月が限度

これを超えて時間外・休日労働を

させるには、

**36協定の締結・届出**

が必要です。

【action】

●時間外・休日労働を命じられた場合は、36協定が締結されていることを確認しましょう。

最後の確認！

**□　時間外労働には上限があることを理解した。**

**トピックス**

**令和６年４月１日から、建設の事業、医師、自動車運転者の上限規制が変わります！**

|  |  |
| --- | --- |
| 建設の事業 | 原則、上記規制が適用されます。災害時の復旧及び復興の事業のみ、(２)及び(３)は適用されません。 |
| 医師（病院等の勤務医） | 時間外労働と休日労働の合計が、原則年960時間・月100時間未満。※特例に該当する場合は年1,860時間・月100時間未満。 |
| タクシー・ハイヤー、トラック、バスの運転手 | 上記(１)については、年960時間以内。(２)～(４)は適用されません。 |